

徳島県農林土木工事共通仕様書【変更・追加事項】

(平成28年3月1日以降適用)

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成24年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

(適用)【変更】

第1編共通編 1-1-1 適用

1. 徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、南部総合県民局産業交流部及び西部総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(交通誘導員から交通誘導警備員への読み替え)【追加】

第1編共通編 1-1-1 適用

- 1.1. 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成24年5月」の各章にある「交通誘導員」を「交通誘導警備員」に読み替えるものとする。

(工事実績データの登録)【変更】

第1編共通編 1-1-6 工事実績データの登録

1. 受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、請負金額が500万円以上2,500万円未満の場合は受注・訂正時に、請負金額が2,500万円以上の場合は受注・変更・しゅん工・訂正時に、登録用の工事実績データを作成し、(財)日本建設情報総合センター（以下「登録機関」という。）の発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出し、内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

(下請負人の優先選定)【変更・追加】

第1編共通編 1-1-12 工事の下請負

1. (4) 受注者は、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
2. 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、県内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。
なお、設計金額が1億円以上の工事にあつては、県内に主たる営業所を有する者以外と下請契約する場合は、県内企業を選定しない理由を記載した文書を事前に監督員に提出しなければならない。

(施工体制台帳)【変更】

第1編共通編 1-1-13 施工体制台帳

1. 受注者は、下請契約（第3項及び第4項の場合を含む）を締結する場合は、施工体制台帳・再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成し、保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
2. 受注者は、下請契約（第3項及び第4項の場合を含む）を締結する場合は、各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
3. 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
4. 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
5. 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも5日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときにはこの限りではない。

（現場代理人及び主任技術者等選任通知書）【変更】

第1編共通編 1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた場合は契約前に契約事務担当者へ、その他の場合は契約後7日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から5日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

3. 受注者は、第1項の選任通知書に次のものを添付しなければならない。

- （4）主任技術者（監理技術者を含む。）と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合には、この限りでない。

なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者（監理技術者含む。）は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3か月以上の雇用関係がなければならない（ただし、当面は、鋼構造物維持修繕工事（鋼構造物工事で新設工事以外の修繕工事等）において配置する専任の主任技術者等に限り、開札日時時点で所属建設企業と雇用関係にあることで足りるものとする）。

（専任の主任技術者の兼務（当面の運用））【追加】

第1編共通編 1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

8. 受注者は、次の要件を全て満たす場合には、専任の主任技術者の兼務ができるものとする。ただし、専任の監理技術者には適用できない。

- （1）東部農林水産局又は南部総合県民局産業交流部、西部総合県民局農林水産部の各庁舎管内の2つの工事
※請負代金額は問わない。

※徳島県が発注する工事以外の工事も含む。ただし、県工事以外と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に限る。

- （2）平成26年3月1日以降に入札公告する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

なお、兼務する場合、受注者は、入札参加資格として主任技術者の専任配置が求められた場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届（様式1）」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後7日以内に同届を監督員へ、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」と併せて提出し、確認を受けなければならない。

また、受注者は、発注者に「主任技術者兼務届（様式1）」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届（様式1）」を提出し、確認を受けなければならない。

（現場代理人の兼務（当面の運用））【追加】

第1編共通編 1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

9. 受注者は、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務ができるものとする。ただし、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応するものとする。

- （1）同一市町村内の3つの工事

※平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができるものとする。

※徳島県が発注する工事以外の工事も含む。

- （2）当初請負代金額が2,500万円未満の工事
- （3）発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた工事
- （4）平成26年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

なお、兼務する場合、受注者は、次により届出を行うものとする。

- （1）受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。

- (2) 受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届」及び「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。
- (3) 受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとする。
10. 受注者は、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務ができるものとする。
- (1) 徳島県農林水産部、南部総合県民局産業交流部及び西部総合県民局農林水産部が発注する区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事。
- (2) 当初請負代金額（税込）が200万円未満の工事。
- (3) 発注者が現場代理人の工事現場への常駐が可能と認めた工事。
(兼務できるのは2つの工事とする。)
- なお、兼務する場合、受注者は、次により届出を行うものとする。
- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員と現場稼働日について協議を行う。
- (2) 受注者は、協議の結果、現場稼働日が重複しないと判断した場合、「現場代理人兼務届」及び「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。
- (3) 受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとする。

(産業廃棄物を自ら運搬する場合等の基準の遵守等)【追加】

第1編共通編 1-1-23 建設副産物

8. 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守しなければならない。

(舗装版切断に伴い発生する排水の処理等)【追加】

第1編共通編 1-1-23 建設副産物

9. 受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。
10. 受注者は、監督員の指示があったときは、直ちに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示しなければならない。

(労働環境の改善)【変更】

第1編共通編 1-1-32 施工管理

5. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(輸送経路等の上空施設への接触事故防止)【追加】

第1編共通編 1-1-35 工事中の安全確保

29. 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【追加】

第1編共通編 1-1-35 工事中の安全確保

30. 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面（平成28年度末までを目途）は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。

(地下埋設物の確認)【追加】

第1編共通編 1-1-35 工事中の安全確保

31. 受注者は、地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、地下埋設物の管理者等が保管する台帳等に基づいて、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

(排出ガス未対策型建設機械の使用)【追加】

第1編共通編 1-1-39 環境対策

9. 受注者は、設計金額が2億円未満の工事を施工する場合、排出ガス対策型建設機械を使用できないときは、その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う設計変更調査表」により事前に監督員と協議を行い、排出ガス対策を講じていない建設機械（以下「未対策建設機械」という。）を使用することができる。
未対策型建設機械を1台でも使用した場合に発注者は、施工機械を機種単位で判断し、当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として設計変更を行うものとする。

(不正軽油の使用禁止)【追加】

第1編共通編 1-1-57 不正軽油の使用禁止

1. 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を燃料として使用してはならない。
2. 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(既製杭工)【変更・追加】

第3編土木工事共通編 2-4-4 既製杭工

(既製杭)

1. 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭をいうものとする。
(既製杭工の工法)
2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法、埋込み杭工法（中掘り杭工法、プレボーリング工法、鋼管ソイルセメント杭工法）又は回転杭工法とし、取扱いは、本条及び設計図書によるものとする。
(試験杭の施工)
3. 受注者は、設計図書に従って試験杭を施工し、計画した施工方法での施工の可否、杭の打止め条件、支持層判定指標等を把握し、施工管理に必要な資料を得なければならない。
また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、この場合、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工してもよいが、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、監督員と協議し、位置と本数を決定しなければならない。
(施工計画、施工記録)
4. 受注者は、施工前に打込み杭工法及び中掘り杭工法（先端処理方法が最終打撃方式の杭に限る）では杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を、埋込み杭工法（先端処理方法が最終打撃方式の杭を除く）及び回転杭工法では支持層判定方法（掘削(回転)抵抗値の測定、掘削土の状況確認など）等を定めなければならない。また、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事竣工検査請求書提出時までに監督員へ提出しなければならない。
(支持層の確認、記録等)
14. 受注者は、杭の施工を行うに当たり、埋込み杭工法（先端処理方法が最終打撃方式の杭を除く）及び回転杭工法を用いる場合は、杭先端が設計図書に示された支持層に達したことを、掘削(回転)抵抗値、掘削土の状況などにより、杭全数について1本1本適切に確認しなければならない。また、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時までに監督員へ提出しなければならない。

受注者はセメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければ

ならない。

(監督員の立会)

25. 受注者は、既製杭の施工に当たり、支持層への到達、現場接合（杭継ぎ）及び先端処理については、全本数（現場接合は1本につき1箇所以上）について監督員の立会を受けなければならない。また、円滑に立会が行えるよう、杭のスケジュール管理表（任意様式）を作成し、事前に監督員へ提出して確認を受けなければならない。

なお、立会で確認した貫入量、リバウンド量、掘削(回転)抵抗値等については、工事現場において読み取り可能な状態で写真撮影し、立会写真とともに監督員へ提出しなければならない。

（場所打杭工）【変更・追加】

第3編土木工事共通編 2-4-5 場所打杭工

(試験杭の施工)

1. 受注者は、設計図書に従って試験杭を施工し、計画した施工方法での施工の可否、支持層判定指標等を把握し、施工管理に必要な資料を得なければならない。

また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、この場合、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工してもよいが、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、監督員と協議し、位置と本数を決定しなければならない。

(施工計画、施工記録)

2. 受注者は、施工前に支持層判定方法（掘削土の状況確認、掘削抵抗値の測定など）、杭長決定の管理方法等を定めなければならない。また、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事しゅん工検査請求書提出時まで監督員へ提出しなければならない。

(支持層の確認、記録等)

9. 受注者は、場所打杭工の施工に当たり、杭先端が設計図書に示した支持層に達したことを、掘削深さ、掘削土、地質柱状図及びサンプルなどにより、杭全数について1本1本適切に確認しなければならない。なお、掘削土だけで支持層の判断が困難な場合は、掘削抵抗値等により総合的に判断しなければならない。また、確認のため資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時まで監督員へ提出しなければならない。

受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。

(監督員の立会)

24. 受注者は、場所打杭の施工に当たり、支持層への到達については、全本数について監督員の立会を受けなければならない。また、円滑に立会が行えるよう、杭のスケジュール管理表（任意様式）を作成し、事前に監督員へ提出して確認を受けなければならない。

なお、立会で確認した掘削抵抗値等については、工事現場において読み取り可能な状態で写真撮影し、立会写真とともに監督員へ提出しなければならない。

（木杭基礎）【追加】

第3編土木工事共通編 2-4-10 木杭基礎

1. 受注者は、木杭について設計図書に示されていない場合は、樹皮をはいだ生丸太で、曲がり、損傷等の欠陥のないものを使用しなければならない。

2. 受注者は、杭の先端部を角錐形又は円錐形に削るものとし、その高さは径の1.5倍程度を標準とし、角は適当に面取りをしなければならない。

3. 受注者は、杭頭を、杭中心線に直角に切り、適当な面取りを行い、正しく円形に仕上げなければならない。また、打込み中、破碎のおそれのあるときは、鉄線鉢巻き、鉄輪あるいは鉄帽を使用しなければならない。

4. 受注者は、杭を設計図書に基づき、正しい位置に打ち込み、また、打込み中の打撃等により偏心又は屈曲のないようにしなければならない。

5. 受注者は、打込みに際し、杭が入らない場合、又は所定の杭長を打ち込んでも、所要の支持力に達しない場合は、監督員の指示を受けなければならない。

6. 受注者は、打込み終了後に、杭頭を切り揃える必要がある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(モノレール)【追加】

第3編土木工事共通編 2-10-21 モノレール

1. 受注者は、レールについては、道路などと適切な距離を保つとともに、機体（動力車及び台車）が通行人などに接触しないように設置しなければならない。また、起終点におけるモノレールの停止場所からレール端部までの余裕延長は、作業性や機体の大きさ等を考慮し十分に確保しなければならない。
2. 受注者は、荷物台車は本機（動力車及び運転台車）の制動装置とは別系統の緊急制動装置（設定速度を超えた場合に速やかに機体を停止させる装置）を備えたものを使用するよう努めるものとする。
3. 受注者は、レールの近辺で作業を行う場合には、作業員が運行中のモノレールを回避できるよう十分なスペースを確保しなければならない。
4. 受注者は、レールの傾斜角、支柱間隔については、メーカーの定める基準等を参考に、適切なものとしなければならない。
5. 受注者は、レールの端部には、機体の逸脱を防止する措置を講じなければならない。
6. 受注者は、支柱には、地圧盤を装着し、原則として岩に達するまで打ち込みをし、地層条件により岩に達しない場合は、十分な支持力を有する構造としなければならない。
7. 受注者は、分岐点を設ける場合は、できるだけ平坦なところとしなければならない。
8. 受注者は、モノレールの運行や作業を始める前に、モノレールの配置、積卸位置、運行時間などを定めた配置運行計画を作成し、これに従って作業を行わなければならない。また、配置運行計画の内容を現場作業員に周知しなければならない。なお、監督員から配置運行計画の資料の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。
9. 受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業員に周知させるとともに、実際に作業前に合図を確かめなければならない。
10. 受注者は、機体の点検整備は、その日の作業を開始する前に、駆動輪等の走行装置の摩耗及び損傷、制動装置の作動などに注意して行い、これらに異常が認められた場合は修理、交換を行わなければならない。
11. 受注者は、レール・支柱の点検整備は、その日の作業を開始する前に、支柱の沈下や横揺れ、レールの歪や摩耗、レールジョイントの損傷、ボルトのゆるみなどに注意して行い、これらに異常が認められた場合は補強、修理、交換を行わなければならない。
12. 受注者は、機体及びレール・支柱の点検記録を作成しなければならない。なお、監督員から点検記録の資料の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。
13. 受注者は、乗用モノレールの設置に当たっては、林業用単軌条運搬機安全管理要綱（平成8年基発第261号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

(薬剤散布)【変更】

第3編土木工事共通編 2-17-3 樹木・芝生管理工

21. 受注者は、薬剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、薬剤の飛散を抑制するノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意し、人畜への安全に留意して行わなければならない。また、薬剤の散布に際しては、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。
23. 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取扱いについては、農薬取締法等の関係法令を遵守するとともに、公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル(平成22年5月(平成26年1月改訂)環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室)に示された技術、対策等を参考にして、適正に行わなければならない。